法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設				法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		標識			
	地下街及び地下室						看板（アーチであるものを除く。）			
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	一時的に設けるもの	その他のもの
	占用面積一平方メートルにつき一年						占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年	本に一つき一年
五四〇	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			九、七〇〇	五、八〇〇	三、八〇〇	一九〇	一、九〇〇	一九、〇〇〇	二、三〇〇
六三〇		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		四八〇	二九〇	六三〇	一〇	九六	九、八〇〇	五八〇
七九〇			Aに〇・〇一を乗じて得た額	八七〇	五三〇	七九〇	一七	一七〇	一、七〇〇	一、〇三〇
一、二〇〇				一、九〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	三八	三八〇	三、八〇〇	二、三〇〇
二、八〇〇				九、七〇〇	五、八〇〇	三、八〇〇	一九〇	一、九〇〇	一九、〇〇〇	一一、五〇〇

第七条第一号に掲げる物件													
旗ざお		幕（第七条第四号に掲げる施設工事用のあるものを除く。）		アーチ		第七条第二号に掲げる工作物	第七条第三号に掲げる施設	第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの		
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの								
一日につき一	一本につき一	一日につき一	一月につき一	一基につき一		一年につき一		一月につき一					
一九〇	一、九〇〇	一九〇	一、九〇〇	一九、〇〇〇	九、七〇〇	二、八〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	一、九〇〇	二八〇	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額		
三八	三八〇	三八	三八〇	三、八〇〇	一、九〇〇	一、二〇〇		三八〇	三一〇	Aに〇・〇一五を乗じて得た額			
一七	一七〇	一七	一七〇	一、七〇〇	八七〇	七九〇		一七〇	一九	Aに〇・〇一七を乗じて得た額			
一〇	九六	一〇	九六	九六〇	四八〇	六三〇		九六	六三	Aに〇・〇一九を乗じて得た額			
七	六七	七	六七	六七〇	三四〇	五四〇		六七	五四	Aに〇・〇二四を乗じて得た額			